

商振第 279 号
平成23年8月2日

市 町 村 長 様
新潟県商工会議所連合会会頭 様
新潟県商工会連合会長 様
新潟県中小企業団体中央会長 様
商 工 会 議 所 会 頭 様
商 工 会 会 長 様

新潟県産業労働観光部長

平成23年7月新潟・福島豪雨に対応した制度融資について（依頼）

日ごろ、県の中小企業施策の推進に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、御存知のとおり、県内においては、去る7月27日から30日にかけての「平成23年7月新潟・福島豪雨」により、県内各地で浸水等による被害が発生したところ
です。

県内中小企業者を取り巻く経営環境は、今年3月に発生した東日本大震災の影響も払拭されていない状況の中、今後一層の悪化が懸念されるところです。

県では、中小企業者の資金繰り円滑化のため、県制度融資において、自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている中小企業者を対象として、「セーフティネット資金（経営支援枠）自然災害要件」（詳細別紙）を設けているところですが、この他にも、短期資金である売掛債権活用資金、借換のための事業再生資金等、幅広いニーズに対応した制度を用意しているところです。

つきましては、被災した中小企業に対し、これらの制度融資を積極的に周知いただきますようお願い申し上げます。

別 紙

○セーフティネット資金（経営支援枠）自然災害要件

【要 件】	自然災害により直接に被害を受けた中小企業者
【融資条件】	【限度額】 3千万円（セーフティネット資金の他の要件と別枠）
	【使 途】 運転資金・設備資金
	【期 間】 7年以内（うち据置2年以内）
	【利 率】 融資期間5年以内 年1.7%
	融資期間5年超7年以内 年1.9%
	【保 証】 新潟県信用保証協会の信用保証付き

※ 次のような損害は対象外

- ・ 直接被害を受けていない状態で生じる損害
（例）交通事情悪化による商品等の入荷遅れ・出荷遅れ等による損害
従業員の出勤率低下等による稼働率低下に伴う生産額減少
風評による客足減少による売上減、等



新潟県セーフティネット資金 (経営支援枠)自然災害要件

対象となる方

自然災害(平成23年7月新潟・福島豪雨を含む。)により、直接の被害を受けた
中小企業者等

※ 次の方はご利用になれません。

- ・ 県税を滞納している方
- ・ 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ・ 新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方
- ・ 県内での同一事業の事業歴が1年未満の方

融資条件

- | | | |
|-----------|-----------------------------|---|
| (1) 融資限度額 | 3,000万円 | 〔※ セーフティネット資金の他の要件とは別枠で
3,000万円の融資が利用可能〕 |
| (2) 資金使途 | 設備資金・運転資金 | |
| (3) 融資期間 | 7年以内(うち据置期間2年以内) | |
| (4) 融資利率 | 融資期間5年以内 | 年1.7パーセント |
| | 融資期間5年超7年以内 | 年1.9パーセント |
| (5) 信用保証 | 新潟県信用保証協会の保証制度を利用させていただきます。 | |
| (6) 取扱期間 | 随時 | |

申込先(取扱金融機関)

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱東京UFJ銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、魚沼みなみ農協、越後さんとう農協及びにいがた南蒲農協の県内営業店

〔※ 融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、
申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。〕

お問合せ先 新潟県産業労働観光部商業振興課金融係
TEL025-280-5240 FAX025-280-5278